

箕面市犯罪被害者等支援条例(案) 概要

A. 総則

【目的】

- 1 基本理念、市・市民・事業者の責務、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本事項を定める。
- 2 総合的・計画的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護、被害の軽減及び回復を図る。
- 3 当該市民が平穩に暮らせる地域社会の実現に寄与する。

【定義】

- 1 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為
- 2 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族
- 3 関係機関等 国、大阪府、警察、支援を行う公共的団体、民間団体等

【基本理念】 犯罪被害者等の支援は、

- 1 被害の状況及び原因、犯罪被害者等をとりまく状況その他の事情に応じて、適切に行う。
- 2 犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう行う。
- 3 市、市民、事業者及び関係機関等による相互の連携及び協力により推進する。

【市の責務】

国・大阪府との適切な分担により必要な施策を総合的に進める。

【市民の責務】

- 1 犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深める。
- 2 犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮する。
- 3 市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努める。

【事業者の責務】

- 1 犯罪被害者等が置かれている状況、支援の必要性について理解を深める。
- 2 犯罪被害者等の就労及び勤務について、十分配慮するよう努める。

B. 基本的支援

1 相談・情報の提供等 … 日常生活・社会生活に関する様々な問題の相談に応じ、情報提供及び助言を行う。

2 見舞金の支給 … 経済的負担の軽減を図るため、見舞金の支給を行う。

3 日常生活の支援 … 日常生活を円滑に営めるよう、それが困難となった犯罪被害者等に必要な支援を行う。

4 居住の安定 … 従前の住居に居住が困難となった犯罪被害者等の住居の安定を図るため必要な支援を行う。

5 雇用の安定 … 就業が困難となった犯罪被害者等について、事業者の理解を深めることその他、必要な施策を行う。

6 安全の確保 … 二次被害及び再被害を防止し、安全を確保するため、必要な施策を行う。

C. 支援体制の整備

1 市民・事業者の理解増進 … 犯罪被害者等の状況、二次被害の可能性その他、支援の必要性について広報・啓発等を行う。

2 民間支援団体との連携協力 … 民間支援団体に対し、市が実施する支援情報の提供等必要な連携協力を行う。

I 条例の検討に至る経緯について

箕面市では、犯罪行為により亡くなられた被害者のご遺族や入院を要する傷病を負った被害者を支援するため、令和4年6月に「犯罪被害者等見舞金支給要綱」を制定しました。

しかしながら、見舞金の支給といった経済的支援だけにとどまることなく、支援内容の充実を図るため、総合的な支援策を盛り込んだ「(仮称)箕面市犯罪被害者等支援条例」制定に向けて、検討を行っています。

II 基本的支援の詳細について

1 相談及び情報の提供等

犯罪被害に関するワンストップ相談窓口を開設し、日常生活・社会生活に関する様々な問題の相談に応じるとともに、支援案内など必要な情報等を提供します。

2 見舞金の支給

現在の支給金額(犯罪被害者等見舞金支給要綱)である遺族見舞金(20万円)及び傷病見舞金(入院1日1,000円上限50日)を、現状に見合う金額、支払方法等に見直します。

3 日常生活の支援

①カウンセリングの実施

犯罪被害者等の心の回復のために、専門機関のカウンセリングによる支援を行います。

②ホームヘルプサービスの提供

犯罪被害により家事等を行うことが困難になったかたの自宅へ、ホームヘルパー派遣を行います。

③一時保育費用の助成

犯罪被害により子どもの保育が一時的に困難になったかたに対し、一時保育を利用した場合の費用助成を行います。

4 居住の安定

①転居費の助成

犯罪被害によりこれまでの住居に住むことが難しくなった場合に、新たな住居へ転居するための費用助成を行います。

②家賃の助成

犯罪被害によりこれまでの住居に住むことが難しくなった場合に、新たな住居で生活するための家賃助成を行います。

III 今後のスケジュール (予定)

令和4年12月5日～1月4日	パブリックコメント実施
令和5年1月下旬	パブリックコメント意見集約結果の公表
令和5年2月下旬	市議会に条例案を上程
令和5年4月1日	条例の施行

第 号議案

箕面市犯罪被害者等支援条例制定の件

箕面市犯罪被害者等支援条例を次のように定める。

令和五年 月 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第一条 この条例は、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図るとともに、市民が平穏に暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- 二 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- 三 関係機関等 国、大阪府、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体（以下「民間支援団体」という。）その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

四 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者の無

理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、日常生活及び社会生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。

(基本理念)

第三条 犯罪被害者等の支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に行われなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう行われなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、市、市民、事業者及び関係機関等による相互の連携及び協力により推進されなければならない。

(市の責務)

第四条 市は、この条例の目的を達成するため前条の基本理念にのっとり、国及び大阪府との適切な役割分担により犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進しなければならない。

(市民の責務)

第五条 市民は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等の就労及び勤務について、十分配慮するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第七条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じるとともに、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

2 市は、犯罪被害者等の支援に関する相談に応じるとともに、必要な情報の提供及び助言を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給)

第八条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し見舞金の支給を行うものとする。

(箕面市災害見舞金等支給条例による見舞金との調整)

第九条 市は、犯罪等に起因する災害によって被害を受けた者等に対する見舞金の支給については、箕面市災害見舞金等支給条例（昭和四十三年箕面市条例第十八号）の規定にかかわらず、前条の見舞金を支給するものとする。

2 市は、災害によって被害を受けた者等が箕面市災害見舞金等支給条例の規定に基づく見舞金の支給を受けた後において、当該災害が犯罪等に起因するものと判明したときは、既に支給した見舞金の額と前条に規定する見舞金の額との差額を支給する。

(日常生活の支援)

第十条 市は、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪等により日常生活を営むことが困難となった犯罪被害者等に対し、必要な支援を行うものとする。

(居住の安定に向けた支援)

第十一条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、当該犯罪被害者等に対し、必要

な支援を行うものとする。

(雇用の安定に向けた施策)

第十二条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、犯罪等により就業が困難となった犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるため、事業者に対する啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保に向けた施策)

第十三条 市は、犯罪被害者等が二次被害及び再被害（犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者等から再び受ける生命、身体、財産等の被害をいう。）を受けけることを防止し、その安全を確保するため、必要な施策を講ずるものとする。

(市民及び事業者の理解の増進)

第十四条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、二次被害の可能性その他犯罪被害者等に対する支援の必要性について市民及び事業者の理解を深めるため、広報、啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体との連携協力)

第十五条 市は、犯罪被害者等の支援を効果的に行うため、民間支援団体に対し、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に係る情報の提供その他の必要な連携及び協力を行うものとする。

(支援の制限)

第十六条 市は、犯罪被害者等の被害が自らの行為に起因したものである場合、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でない^{と認める場合は、支援を行わないことができる。}

(委任)

第十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(提案理由)

犯罪被害者等の支援に関し、基本理念、市、市民及び事業者の責務及び施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図るため、本条例を制定するものである。

(仮称) 箕面市犯罪被害者等支援条例（素案）に
関するパブリックコメント手続実施結果の概要

令和5年(2023年)1月

1. 公表内容

(仮称) 箕面市犯罪被害者等支援条例（素案）概要

2. 実施期間

令和4年(2022年)12月5日（月）から令和5年(2023年)1月4日(水)まで

3. 提出された意見等の数

2名からのべ6件届いたが、誹謗中傷が含まれたため、それを除くと計3件。

4. 提出された意見等及び市の考え方の公表内容

別表のとおり

5. 実施結果の公表方法

下記の場所で公表します。

(1) 市ホームページ

http://www.city.minoh.lg.jp/jinken/pub_come.html

(2) 人権文化部人権施策室（稲1-14-5、箕面市役所第三別館）

(3) 行政資料コーナー（箕面市役所別館1階12番窓口）

(4) 豊川支所、止々呂美支所

(5) みのおライフプラザ

(6) 西南生涯学習センター

(7) 中央・東・西南・桜ヶ丘・小野原・船場図書館

(8) らいとびあ21

(9) みのお市民活動センター

※(2)から(5)は、市役所開庁日の8時45分から17時15分まで

※(6)から(9)は、各施設の開館日、開館時間中

6. 実施結果の公表期間

令和5年(2023年)1月20日（金）から2月19日（日）まで

7. 担当課室

人権文化部人権施策室 TEL. 072-724-6720 FAX. 072-725-8360

(仮称)箕面市犯罪被害者等支援条例(素案)に関するパブリックコメント意見一覧

No.	ご意見(要約)	市の考え方
1	見舞金の支給は、できるだけ居住地の事情で差異が生じないようにすべきと思われます。近畿地方の他の市町村を含め全国の市町村は、概ね遺族見舞金は30万円、傷病見舞金は全治1か月以上で10万円とされています。	本市としても同様の考えです。
2	相談窓口を開設し必要な情報等を提供するためには、研修等の実施により、様々な支援制度等に精通した人材を育成する必要があると思われますので、それに関する条項を盛り込まれてはいかがでしょうか。	担当職員の人材育成は必要だと考えていますので、条項に盛り込まなくとも、積極的に大阪府等が開催される研修に参加していきます。
3	西梅田クリニック事件の被害者家族は、経済的に苦しくなっており、家庭があるひと、子供がいるひとには、子が大学を出る年齢まで経済的な支援を行政からお願いしたい。相談機関も手厚くしてほしい。	国との役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を実施していきたいと考えています。